

東大阪市人権尊重のまちづくり審議会議事要旨（令和7年6月26日開催分）

日時

令和7年6月26日（木）午後3時30分から午後5時まで

場所

東大阪市本庁舎22階会議室1・2

出席者

（東大阪市人権尊重のまちづくり審議会委員）

潮谷会長、茨木副会長、池畑委員、川上委員、高橋委員、田中幸子委員、田中宏一委員、濱田委員、村岡委員、李委員

（事務局）

世古口人権文化部長、長谷人権文化部参事（人権室長事務取扱）

樋口人権室人権啓発課長、人権室人権啓発課：菜嶋、亀田、川見、濱本

（関係者）

神田長瀬人権文化センター館長、上村荒本人権文化センター館長、本田人権室人権同和調整課長

会議次第

1. 開会
2. 議事
3. その他
4. 閉会

会議の公開及び傍聴人の数

公開／0人

要旨

潮谷会長

前회가4月24日ということで、大体2ヶ月ぐらいたっておりますが、会議自体はかなりスピーディーに進めないといけないということもあって、頻繁にお集まりいただくことになって本当に申し訳ありません。また、川上委員初めて参加されるということで緊張されて

いるということでしたけど、本当に遠慮せずに、ざっくばらんに、人権っていうのは、普段、身近にある課題だと思いますので、感覚で言っていただけたらなと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。それでは議事の方に入っていきたいと思いますが、前回の議事録も送られてきていると思いますのでそちらの方に、何かご意見等、修正等ありますでしょうか。大丈夫ですか。それではですね、本日の議事の流れとしましては、まず事務局から条例の構成や項目案について説明があります。そのあと事務局の説明に対する質疑応答の時間を設けたいと思っております。事務局からの説明に関して不足や補足、そういった点があれば、委員の方から遠慮なく質問等していただけたらと思います。質疑応答が終わりましたらその後、事務局案に対する各委員のご意見、条例に対するお考えを、全員で出していただけたらと思っておりますので、お一人ずつ順番に、伺いたいと思っております。こういう流れで、最後には全員に発言していただくという流れになりますけど、途中も遠慮なく、忌憚ないご意見出してもらえたらと思っております。この流れでよろしいですかね。大体1時間半以内ぐらいでと思っております。どうぞご協力をよろしくお願いいたします。それでは事務局から条例の構成や項目案についてご説明をお願いします。

事務局

「(仮称) 東大阪市インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」の考え方を説明します。

■前文

インターネット技術の進歩や普及の速度はめざましく、私たちのコミュニケーションや情報収集は以前に比べて各段に容易に、便利に行えるようになった。また、より多くの人が情報を全世界へ向けて発信できるようになったことは、表現の自由の観点からも好ましい変化である。一方で、インターネットの容易性・匿名性・拡散性・永続性といった特徴によって、インターネット上での誹謗中傷等が被害者の人生を大きく左右してしまうこともある。このような被害を生まないためには、表現の自由に充分配慮しつつ、インターネット上の誹謗中傷等を社会全体の仕組みの中で無くしていくことが重要である。

よって、ここに、すべての市民が互いの人権を尊重し合い、加害者にも被害者にもならず、安心してインターネットの恩恵を享受できる地域社会を実現することをめざし、この条例を制定する。

■第1条(目的)

- ・ 誹謗中傷などの人権侵害を防止する
- ・ 市民が加害者・被害者にならないようにする
- ・ 市の責務や市民の役割、基本施策を定めて推進する

■第2条（定義）

誹謗中傷等： 誹謗中傷、プライバシーの侵害及び不当な差別的言動等による権利を侵害する情報や著しく心理的、身体的、経済的な負担を与えるネット上の情報発信または拡散

被害者： 誹謗中傷等により生活や活動に支障を受けた人

行為者： 誹謗中傷等を行った人（別案：誹謗中傷等により被害者を発生させた人）

インターネットリテラシー： ネットの利便性・危険性を理解し、適切に使う力

市民： 本市の区域内に通勤し、又は通学する人を含む

■第3条（市の責務）

- ・被害者・行為者を生まないための施策を実施する
- ・被害者を支援する施策を実施する

■第4条（市民の役割）

- ・行為者にならないようインターネットリテラシーの向上に努める
- ・被害者が置かれている状況・被害者の支援の必要性について理解を深めるよう努める

■第5条（連携協力）

- ・国、府、教育委員会、その他関係機関と連携協力して施策を実施する

■第6条（基本的施策）

表現の自由を尊重し配慮しつつ、以下の施策に取り組む

- ・人権意識の高揚に向けた教育・啓発
- ・年齢や立場に応じたインターネットリテラシー向上
- ・相談支援の実施
- ・その他、目的達成に必要な施策

■第7条（人権意識の高揚及びインターネットリテラシーの向上）

市と教育委員会が連携して以下を行うものとする

まちづくり条例の趣旨を踏まえた教育・啓発

講演会や教材提供など、学びの機会を提供

学校と連携した児童・生徒向け施策

■第8条（相談支援体制）

被害者の不安・不利益の解消や行為者の再発防止を目的に、相談支援を実施

- ・必要な情報提供や助言
- ・専門機関の紹介

・その他必要な対応

相談しやすい環境づくりにも努める

行為者または行為者になってしまった可能性がある人への相談にも応じる

■第9条（委任）

その他必要な事項は、市長が定める規則等による

■附則（施行）

令和8年4月1日

以上が、現時点での条例案の概要となっております。なお、今回は条例要旨としての提示となりましたが、今後具体的な文案の細部については、本審議会でもいただいたご意見や、関係部局や法務の担当課との調整の中で文言を整理し、次回の審議会においてお示しさせていただきたいと考えております。本日は、条例の構成について、また前文や行為者の定義などに記載すべき内容など委員の皆様からご意見をいただきましたら幸いです。どうぞよろしくお願いいたします。

潮谷会長

ただいま事務局の方から、条例の構成、また条例の主な内容ということについて、説明がありましたが、ご意見、ご質問等いかがでしょうか。まずは構成というところで言うと、他市の条例の構成についても、事前に配布がなされているかと思えますけどいかがでしょうか。まず、条例の構成で何かご質問ご意見等ありますか。村岡委員お願いいたします。

村岡委員

村岡です。ご説明ありがとうございました。他市の条例の方では、第5条のところでは議会及び議員の役割というもの、大東市・和泉市・富田林市3市とも入っていて、実質的なところを考えると議員の役割、この条例における、どういうことをやっていくのかっていうのは、入っていた方がいいのではないかなと思うところなんですけれども、今回の素案で、現時点では入っていないことに関して、この後入れる方向の話なのか、ちょっとまだ未定というところなのか、教えていただければと思います。よろしくお願いします。

潮谷会長

それでは事務局、第5条のところですね、議会及び議員の役割が他市には入ってるということですけど、いかがでしょうか。

事務局

ご意見のとおり今回用意させていただいた他市の条例構成のエクセルの表には、すべてに入っている部分なのですが、東大阪市の条例案では含めておりません。理由としては、用意させていただいてる資料については全ての市町村とも議会提案で条例を制定している自治体ということになっております。条例案を作ったのが議会側であることから、議員の役割を明記しているということで、事務局は把握しております。本市では、理事者として条例を提案いたしますので、議会を構成する市議会議員は、今回市民の役割を明記することで、議員の役割は市民の役割に含まれているという整理をさせていただきました。なのでいただいた意見についていいますと、現時点では含めることは考えていない方向性となっているのですが、今いただいた意見も踏まえて、今後も検討を重ねていきたいと思っております。以上です。

潮谷会長

今ご説明ありましたけど、議会議員の位置付けっていうのが、議会から、条例案が出されている市が多いのが一点、その中で位置付けられているということと、議会議員については市民というような中身の話だと思うんですけど、これについて何かご意見他にありますか。李先生お願いします。

李委員

私も同じ質問をしようかなと思っていたんですけども、議員提案ではないというご説明で、しかも、市民に含まれているというご説明で当然、議員の先生方もですね、インターネットリテラシーを上げていただく必要があるというのは今この立て付けに含まれているのだというご説明はよくわかりました。ただ、気になりますのが議員の社会的影響力を考えると、明記しておいたほうがいいのかなという感じはいたします。とりわけ、他市の事案にはなりますけれども、とある地方議会議員の方がLGBTQの方の、暴露するというような事案なんかも、少し大きな問題になっております。また暴露するだけじゃなくて他の議員の方は、揶揄するような、先日ニュースになったので、議員の方々の社会的影響力というのを考えると、やはり特に重い責任があるんじゃないか、一般市民に比べて。そういうことを考えると、本市の先生方はおそらくそんな言動されることはないだろうと信じておりますが、とはいってもやっぱり、気を引き締めていただくという、市民に対して責任を持ってですね、こう いった条例を議会として制定するのだというのが、責任の重さを示していただくのが大事なのかな、という感じは個人的にいたします。どのような構成にされるかは、また追々検討していただくとして、はっきり言ったほうがいいかなという感じはいたします。以上です。

潮谷会長

他市や大阪府の条例の方も見せていただくとやはり議会議員が市民の模範となるという

ような形で位置付けになっております。今先生方おっしゃっていただいたように、やはり発信力というのが強いのもありますし、中には人権侵害に繋がるような発言であったり、行動であったりというところも今までもありますので、そういうところも踏まえてちょっと検討を考えることも大事なというふうに思っております。他いかがでしょうか、構成というところで、もちろん今のね、議会議員のところでもう少し言っときたいことあるってことであれば、それでもかまいませんけど。私の方から一つですね、構成というところと言うと、他市の方にもそんな明確には入ってはないんですが、東大阪市のまちづくり条例の方では、事業者の責務というような形で、事業者もこの中に含まれますよというような位置付けになっているんですけど、その辺りがこのインターネットの方では、入っていないんですが、そこら辺皆さんいかがでしょうか。市民と、議会という話ありましたけど、行政等というところの位置付けになっていますが、事業者というところの位置付けですね。いかがですか。そのあたり、まず事務局の方から何かご意見ありますでしょうか。

事務局

事務局の方から回答させていただきます。今潮谷会長の方からご指摘いただきました通り、東大阪市民権尊重のまちづくり条例には事業者の役割というのが明記されております。今回、インターネットに関する条例を作るにあたり、事業者の役割というのは事務局としても検討したところですが、インターネット上の情報発信には地理的な制限がございませんので、市内事業者という限定した記載がなじまないのではないかということ、定義づけというのがかなり難しいということで、今回は記載しない形で判断させていただいております。事業者の役割については、府や国の法制度の中での規制という形にゆだねていくところにはなっていくと、現状は考えております。以上でございます。

潮谷会長

ありがとうございます。定義の部分で難しさがあるというところですね。またまちづくり条例との部分で、委員の皆さんも比較検討していただけたらなというふうに思ってるんですが、まちづくり条例の方では第4条で、「事業者は、その事業活動を行うに当たっては、人権尊重の視点に立って取り組むとともに、市が実施する人権施策の推進に協力するよう努めるものとする。」というような記載がなされているんですけど。その辺りが、インターネットにおいたときにその範囲が広がってしまうというところで、位置づけが難しいんじゃないかというところですよ。もちろん事業者というのをそこで働いてる東大阪市民であれば、市民に含まれるという考え方もあるということ。いかがですか。ちょっとこのことは置きましょうかね。またまちづくり条例の方と検討していただいて、次回にご意見あればというふうに思います。必ず入れないといけないとは思ってなくて、まちづくり条例との整合性っていうところで少し違和感があるなというふうに思いました。構成は大体他市と先ほどの議員議会のところ以外はそう大きくは変わらないかなと思いますけど、特に

何か構成の中に入れておかないといけない部分が大丈夫ですか。それでは各条文の要素の部分。その議論をしていきたいと思いますが、先ほど事務局からありましたように、第2条の行為者の位置付けですね、「誹謗中傷をした人」ということで、被害を発生した人という位置付けになってる条例もあるんですけど、東大阪では、被害が確認できたかどうか、被害者がいるのかいないのかっていうところではなくて、誹謗中傷行った人というね。積極的に行行為者をとらえているわけですけど、これについていかがですか。何かご意見ありますか。どっちがいいっていうと、やっぱり行った人の方がいいという意見が多いですかね。そうですね。被害者がいないっていうわけじゃなくて、不特定多数に発信してる状況でありますし、特定されない中でもやっぱりよくない情報発信ってたくさんありますんで。こういった、幅広くですね、誹謗中傷を行った人ってしておいたほうがいいのかなというふうに思います。ご意見、特に大丈夫ですか。じゃあ現行の形で進めていただけたらと思います。あとどうですか。定義のところでは何か他に気をつけないといけないところとか、追加しないといけないなんていうのがありますか。村岡委員お願いいたします。

村岡委員

ちょっと先ほどの議会議員の話とまた重複してしまうんですけども、さっきのご説明で理解はしたんですが、もしその項目を設けないのであれば、ここの市民のところに議員を含むと入れておかないと、でも私としては李先生と同じ意見で、議員さんは一市民という位置付けとはまた別に、民主的な選任を受けて市民の信託を得ているっていう別途の地位があるので、ここに入れるのもおかしいなと思いつつ、ただ、今後もしこの条例の適用解釈の問題となるときに、あれ何で議会議員が入ってないんだとなったらこの議事録を確認しないといけなくなってくると思うんですね。なので、私はベストはその議会の役割の項目を設けることだと思うんですけども。それか市民にあえて入れると、趣旨がまた変わってくるから、それはそれでよくないのかなと、やっぱりちょっと悩ましいなと思いました。すいませんちょっと結論がまとまらないまま発言してしまいました。以上です。

潮谷会長

ありがとうございます。やはり、議員の位置付けっていうのは明確にしておく必要があるだろうというところですね。市民の中に議員を含むって形で入れてしまうと、項目として他にないとおかしいかなっていうのは、感じる部分で、ここだけに入れるってのはそれはそれでどっちもあるかなって気はします。

村岡委員

入れたほうが良いという意見は撤回します。ごめんなさい。

潮谷会長

いや、それはいい意見なんですけどね。入れるのであれば、議会議員のつていうところがあつたほうが自然という感じですよ。他いかがですか。この辺りの定義のところですね。

濱田委員

濱田と申します。リテラシーっていうカタカナを使うよりも、もうちょっとくだけた感じで説明をしたほうが一般市民の方にわかりやすいんじゃないかなと思うんですけど。エチケットっていうんですか。私としてはそういう意味でって受け取ったんですけども。

潮谷会長

はい。インターネットリテラシーという言葉が複数回、条文の中に出てくるんですけども、わかりやすいほうがいいんじゃないかという意見ですね。ここで定義として、インターネットリテラシーはネットの利便性、危険性を理解し適切に使う力っていう説明は入ってるんですけど、そのあとに何度も出てくる中で、どれだけそういう力っていうのを感じられて、理解に繋がっていくのかっていうことですね。いかがですかこの辺り。使わないほうがいいんじゃないか。子どもたち、小さい子どもたちはわからないんだろうなっていうのはね、大学生ぐらいになって初めてリテラシーという科目が出てきたりしますんでなかなか難しいですよ。もちろん高齢の方も馴染みのない言葉っていうのはありますよね。ただ他に置き換えるとすると、何かいい言葉みたいなないですか。他市でもネットリテラシーという言葉は出てますね。置き換えてる市っていうのはないですか。

事務局

今私たちが参考にさせていただいてる市では、やはりすべてインターネットリテラシーという片仮名を使われているというのが現状なんです。今いただいたご意見も踏まえまして、実際にこれは要旨案で簡易なものになってしまっていますので、文章として作成するときに、できるだけ幅広い方に伝わりやすいような文言というところを、法務と検討しながら作成をめざしていきたいと思っております。

濱田委員

よろしく願います。

潮谷会長

ありがとうございます。本当にね、ネットにさわる人たちというのは幅広い年齢層でさわってくるわけですので、わかりやすい平易な言葉っていうのが必要なと思います。小学校なんかでのネット教育もリテラシー使ってますかね。

池畑委員

使わないですね。

潮谷会長

なんて言ってますか。

池畑委員

ネチケットを使っている。できるだけ文章書くときはやっぱりわかりやすい言葉の方が伝わりやすいかな。

潮谷会長

李先生お願いします。

李委員

このネットリテラシーという表現にしたらいいかというご意見いろいろ各委員の先生方もおっしゃっていただいていて、確かに、例えば啓発冊子を作ったりだとか、或いはこういったインターネット上の人権侵害について市民の皆さんにお伝えするような、そういうパンフレットなどを作ったりする際には、もっとわかりやすい表現を心がけるべきだというのは僕も全く同意なのですが、条例の条文になると、そうした平易な表現というのが、特に法務で、これまでの条例の条文の作り方とちょっと馴染みがないというようなご意見が出てくるかもしれないという感じがいたします。ですので、インターネットリテラシーの定義部分で、どう定義するかということとともに、例えば市が行っていかれる基本的施策第6条ですよ。インターネットリテラシーの向上の際にも、情報として流すかどうかはさておき、市民に伝わりやすい、啓発或いはリテラシーの向上の取り組みという形で行っていかれたらいいのかなという感じはいたします。以上です。

潮谷会長

わかりました。また両方の意見が出ておりますので、もしインターネットリテラシーに代わるような、平易な端的に表現しても違和感ない言葉があれば、それ使っていったらいいと思いますし、やっぱり条文として馴染みがあるこの言葉を使った方がいいという方もあると思いますので、そのときに、やはりこの第2条の説明というところ。このあたりが、本当にこれだけでいいのかっていうのももう一度検討が必要かなと思います。定義のところは大丈夫ですか。よろしいですか。他に、この条文の中で気になる部分、今文章全部を示しているわけじゃないんですけど、この内容を入れておいたほうがいいのではないかなというようなことがあれば、お願いいたします。いかがですか。もちろんこのところを削除してもいいんじゃないかっていうのもありますが。李先生お願いいたします。

李委員

第2条ですね、誹謗中傷等に関してなのですが、今回ご提案されている条例の枠組みからすると、あまり加害者に対するアプローチというのはそんなに大きなものではないというふうにお見受けしますので、この行為の部分っていうのをあまり厳密に限定せずにという形で幅広く拾っておられるのは、いいかなという。ただ、その次の部分、プライバシー侵害及び差別的行為による権利を侵害するというのが、ここがかなり絞られているような感じがいたします。そして、例えば憲法上の権利でありますとか或いは法律上認められている権利の侵害に限定するということになると、かなり狭くなるのかな。他方でですね、権利等は例えば、裁判所の判決などでは表現していないけれどもやっぱり保護に値する利益というのがあって、それを侵害すれば、例えば損害賠償が認められたり、慰謝料が認められたりという、そういう不法行為に当たるといいうことでもあるかと思います。なので権利及び、利益という形で、法律上保護される利益というような形でちょっと加えていただくと。例えば名誉棄損等々の、関係だとかそういったものにも対応するような表現になるのかなという感じはいたします。村岡先生いかがでしょうか。

村岡委員

ありがとうございます。ご指摘の通り、権利としてしまうとかなり狭まってしまうような中で、例えば誹謗中傷に関して、人種性別など属性を理由に不当な差別的な扱いを助長するような行為と判断できる場合も含むってというような考え方をすると、さらに広がりますし、さらに心理的、身体的に負担を強いるような情報の発信とかってすぐに広がるしということで、これがその中核となる定義ではあるので、どこまで広くするのか、どこまで狭くするのかっていうのは、かなり慎重な検討が必要なんだろうなというふうに思います。

潮谷会長

ありがとうございます。これについて事務局、何かありますでしょうか。

事務局

ご意見ありがとうございます。今おっしゃっていただきました誹謗中傷等の定義について、おっしゃる通り、条例名にも使われる言葉となってきます。どこまでが誹謗中傷等なのかという定義付けは事務局としても、慎重な判断が必要なものと考えております。私どもの方で、他市の条例を参考にさせていただいている中でも定義についてはかなり色々種類がありまして、今いただいた意見を参考に、また法務と調整を図りながら、検討を重ねていきたいと思っています。ご意見ありがとうございます。

潮谷会長

またご検討いただけるということをお願いいたします。確かに他市のところ見ると、言っ

ていただいたように、助長とか、あと誘発とかいうような言葉も入っていたり、李先生が言ってくれた利益っていうところも、すごく重要なポイントだと思います。ただ、見ると長いという、ここの誹謗中傷の説明の部分だけすごく長いっていうのが特徴になってるので、その辺りで理解しやすさってところもまた出てくるのかなと思いますので、非常に難しいところですね。またご検討お願いいたします。他いかがでしょうか。村岡委員お願いいたします。

村岡委員

ちょっと戻る話と情報提供みたいなところで申し訳ないんですけども、さっき議論になったインターネットリテラシーというのが、総務省の青少年のインターネットリテラシーとか文科省でも一応定義づけてる場合があるみたいですね。今おっしゃったネチケットの的な部分もあれば、そのフェイクニュースをみきわめるところですとか、そういった技能・態度も含めてインターネットリテラシーという用語を使ってるところが多いと。なので、そういういろんな要素を含めた用語としてインターネットリテラシー、インターネットと向き合う態度・知識・技能としてある程度確立しているというふうに考えるのであれば、インターネットリテラシーと用語を用いることについては一つポジティブに評価できるのかなと思いました。

潮谷会長

ありがとうございます。また、そういった定義付けの比較だけでなく、そもそもの位置付けっていうところでの国の位置づけだとかあれば、情報集めていただいてこちらの方にも教えてもらえたらと思っております。いかがですか。その他の条文での内容についてということで、ご意見、ご質問はありますでしょうか。私の方から一点、相談支援体制のところですけど。私この内容については、一定理解しているんですが、今体制としては、被害者の不安不利益の解消、行為者の再発防止を目的に相談支援を実施ということで相談支援というのをを行いますよっていうのを発信しています。さらに情報提供や助言、専門機関の紹介。その他相談しやすい環境づくりにも努める。また行為者だけでなく、行為者になってしまった可能性のある人も対応しますよというような範囲になっています。実はこの中には日常的な、インターネットの東大阪市に関する誹謗中傷というところについてのパトロールというか、点検っていうところの位置付けはないんですけど、そのあたりなかなか実際には難しいだろうなという部分でありますけれども、ここら辺も入れたほうがいいのかっていうのはいかがですか、皆様ご意見。なかなか、他市もそこまでっていうのはできてない、予算的な問題もあります、人員の体制の問題もある。実際に相談体制ってなったときに、窓口で受け取りますよという窓口は明確になるってことで、人権の中にできるということですよ。ホームページなんかでも、そういった補助のポストみたいな感じができてくるっていう感じですよ。そういった中で市民が感じ取ったものっていうのを、すぐに発信できる

ってというような状態を作っていくと。相談体制、相談もできるということなんですけど、そういう。大丈夫ですかね、今日的な、市がパトロール、提供していく。李先生お願いします。

李委員

大変重要なご指摘だったと思います。特に、前回の審議会の際にも、高橋委員、そして田中委員の方から、ご要望がございましたように、実際にやはり東大阪市内の、特定の地域を揶揄するような言動あるいは動画というのが、拡散をしていて、現に今被害が生じているところでもありますので、その点で考えますと、確かに会長がおっしゃった、いわゆるモニタリングといいますか、実際にネット上で、そうした誹謗中傷に当たるような、書き込みや動画がないかっていうのをチェックするというのは、非常に重要な取り組みではあるとともに、非常に大変な取り組みでもあると思います。やはり、実際に日々ネット上をチェックして、そういった現状がないかというのを見る形の、日常的にそういう作業していただくことになるかと思います。ちょっと、一步踏み込んだ取り組みになってくるのであろうというふうに思います。今回の条例でそれを導入するかどうかというのはこれも一つの大きな検討事項だろうというふうに思いますが、二通りやり方があるのかなと思います。一つ目はもう思い切って実施してみるというのが一つありますが、他方で、まずはこの今の枠組みでスタートしてみて、相談体制を整備されて、その相談窓口にですね、やっぱりこういう動画がいっぱいあるじゃないかと。例えば同和地区であったりだとか、或いは在日外国人の集住地域であるとか、そうした様子を写しているコンテンツがいっぱいあるじゃないかと、そういう相談事例の積み重ねの上に、今後の課題としてやっぱりモニタリングをやる必要があるのか、という形で、将来さらに充実させていくというのを見越して、今の仕組みでいくというのも一つの考え方なのかなというふうには思っております。個人的にはモニタリングがあった方が、どういう被害の実態があるのかっていう、相談を受けるまでに予防的に取り組めるという点では、利点があるとは思いますが、他方で、それを実施するということになると、大変な措置が必要になってくる気がしますので、そこは、いろんなところと相談しなきゃいけないだろうなというふうに思います。私からは以上です。

潮谷会長

ありがとうございます。まずこの体制を作っていく、結果、そういった声がたくさん集まってきて、予算をつけられるようになっていくんじゃないかという面もあるということ。ただやるっていうのもね、積極的な姿勢で本来で言うと、素晴らしいんですけどなかなか難しさもあるかなとは思いますが。そういう意味で言うと、インターネット上の現状について市が把握をするとか分析をするっていうような責務っていうのは、例えば相談体制もそうですし、相談にきた中での分析ということもそうですし、その他の調査の中に人権侵害の実態だとかインターネット侵害の実態調査を入れていって、市民実態を把握していくというよう努めていくっていう、そういうことも大事なと思うので、市の責務の中にそういったこ

とが入っててもいいのかもしれないですね。ありがとうございます。他にいかがですかね。

李委員

他の条文に関してでもいいですか。たびたび失礼いたします。条例の市の責務、市民の役割の並び順見ますと、どうもこういう構図になっているような気がするんですね。市民の皆さんがインターネットの使い方について、まずいことをしてしまうかもしれない。そういうことのないように、東大阪市が、そういった加害も被害も負わないような施策を行っていく。そうしたときにですね、地方公共団体としての市がそういう施策をするというのはよくわかるのですが、市でお仕事されている公務員の皆さんは、果たして加害者にも被害者にもならないのかというと、そうとも限らないような気がするんですね。そうなりますと、この被害者、行為者を生まないための施策を実施するといったときに、市民の皆さんのみならず、市内の皆さんにもしっかりとやっていくというのが大事なのかなという感じがいたします。冒頭少し議論になりました議会議員の先生方をどうするかというのも、重なってくる感じがいたしますが、一般市民の皆さんの中に当然、東大阪市の市内でお仕事されてる方も含まれるということであれば、カバーされているのかなというふうに思いますが、もう一つ踏み込んで市の責務として市内でも、こういったことがないように、教育啓発するということが、もし明記できるのであれば、そうされた方がいいのかなという感じはいたします。

潮谷会長

ありがとうございます。今現状でいうとその市内職員に対するそのネットリテラシーのための研修とかはあるんですか。やられてるということですね。そのあたりもおとしていても、いいのかもしれないですけどね。何か事務局ありますでしょうか。

事務局

ご意見ありがとうございます。我々地方公共団体の公務員として、やはり市民の皆様よりも、先立ってインターネットリテラシー、またSNS、メディアの使い方というのは非常に気をつけて取り扱いをしていく必要があると考えています。一方で、インターネットと地方公共団体も、広報のための手段であったり、市政だよりの発信であったり、もう切り離せないものになっていると実感しております。おっしゃっていただいたように市民の役割のところ、市民の定義には、市内に通勤通学の通勤という部分も含めておりますので、現時点ではこの中に市役所職員ももちろん含まれているという考えで整理しておりますが、今いただいた意見を参考に、また今後も整理を続けていきたいと思っております。ご意見ありがとうございました。

潮谷会長

ありがとうございました。ご検討いただくということになるかと思います。確かに差別解

消法の条例なんかを見ると、庁内職員の教育とか研修というのが入ってきてますので、その辺りも、必要な部分も当然こうやられてるということでありますけど、本当に、市職員の方もSNS、ネットに関わる機会がすごく多くありますので、入れておくっていうのも一つかなと思います。他いかがでしょうか。あとは、ちょっと私の方からの意見になりますが、第7条のところですね、ネットリテラシーの向上というところにおいて、市と教育委員会と連携して行うものということで、3点挙げられておりますけど、他にもこういうのが、やったほうがいいんじゃないかとか、市と教育委員会以外にも、このようなところが主体となってやるべきじゃないかとかですね、そういう意見あれば、言っていただけたらと思いますけどいかがですかね。特にはでいいですか、市と教育委員会。

池畑委員

私たち人権擁護委員は、子どもたちに人権教室の中で、そういうことを教えたり、先日は地元の中学校で、人権教育の中でインターネットリテラシー、SNSの使い方ってということで、学びの場をいただいて、子どもたちの方に啓発して参りました。なので人権擁護委員としてはそういう人権教室のワークショップを行う中で、こういうことも常に入れさせていただいて、ケアする方法を行っております。

潮谷会長

ありがとうございます。市の取り組みに含まれるからってということでやるのか、ちょっと別に出してやるのか、東大阪の場合は人権文化センターもありますので、そういうことを考えたとき、何か市と教育委員会だけっていうのが、少し寂しいというかね、いろいろされてるなという印象があるので、人権に関わる団体や拠点とかですね、それを入れてもいいのかなとは思っています。

池畑委員

そうですね。私たち、人権擁護委員はちょっと拠点は違うんですけど、でも、人権啓発課と合同で、人権啓発的なことは常に行事の中で入れさせていただいて、しております。

潮谷会長

そのあたりちょっと幅広さも、もし必要であればということでご検討いただけたらと思います。他条文で、何かありますか。

川上委員

条文には載せられないこととは思いますが、今、学校に通えてない子どもたちっていうのは、どれだけ把握できているのかなっていうのはちょっと疑問というか。学校で教育しきれない子どもたちがインターネットを使っていろんなことをしている可能性が見え

隠れというか、まだしてもいいこと、してはいけないことっていう分別がつかない状態でインターネットを利用して、そういう行為者であったり、被害者であったりとか、ある場合の教育というのはどういう形で、していったらいいのかなっていうのがちょっと。学校に来てる子どもたちは、学校で先生が教えてくれることは理解できるんですけども。学校に行かずに過ごしている子どもたちをどれだけこの東大阪市が把握できているのかなっていうのは、ちょっと私自身が現状わかっていないので、そういう子どもたちはどうしたらいいものかなっていうのを、条例では書けないんですけども。ちょっと疑問に。

潮谷会長

大変重要な視点だと思いますね。いかがでしょうか。そういった不登校の子どもたちに対するアプローチっていうのは、何かやってることとか、実態ってありますか。

事務局

申し訳ありません。現状当課の方で把握ができてないというのがお答えですが、やはり、我々も子どもというところで言いますと、学校現場に、学校に行っている子どもたちだけということで限定することは全く考えていないというのがお答えです。やはりすべての子どもたち、不登校の子も学校に来ている子も含めて、おっしゃる通り、不登校の子どもが家でゲームやインターネットを通じて、トラブルに巻き込まれてしまうという事案は多く聞き及んでおります。そこから、大人とのトラブルであったり、子ども同士のトラブルであったりという、被害があるということも把握しておりますので、そういったすべての子どもたちに対して、インターネットリテラシー、人権教育、人権啓発というものができるようめざして参りたいと思っております。お答えにはなってないんですが、事務局の方でも確認していきたいと思えます。ありがとうございます。

潮谷会長

はい。今事務局からありましたように、すべての子どもに対してインターネット教育を行っていくんだっていうそういう姿勢がすごく重要だと思いますね。実際に不登校の子どもたちが一番ネットに触っている。心配な子どもたちだと思います。そこへ何とか届けていく、そういう姿勢見せるってすごく重要だなと思えました。ありがとうございます。では、たくさんのご意見が出たかと思えますので、また事務局の方でご検討いただいて、こちらの方にフィードバックしていただけたらと思っております。では、全体通して、ご意見等皆さんに聞いていきたいというふうに思っておりますので、池畑委員の方からよろしいですか。先ほど言い尽くしたという方がいらしたら全然構いませんので。お願いいたします。

池畑委員

はい。やっぱりね、条例作るっていう細かいような、ちょっと例外的なことから、いろい

ろなことをやっぱり、本筋じゃなくてそういう例外的なところも踏まえて、条例っていうのはすごく考えていかなければいけないあって、私自身も感じましたし、私も人権擁護委員としてできるだけ、本当にいろんなことを、もっともっと啓発していきたいな、また相談もしていきたいなとも感じました。次回、もっともっと敏感になって、意見を出せるように頑張っていきたいなと思います。本当に今日は皆様ありがとうございました。

川上委員

なかなか私自身の理解ができてないところもありまして、きちんとした意見が述べれたかなというのはあるんですけども、子どもたちに携わっていくうちに、やはり、行き届いた教育っていうのは、すべての子どもたちにできるようになったらいいなっていうのはすごく思ってますので、ちゃんとした意見になっているかどうかわかりませんが、ありがとうございました。今日はすごく勉強になりました。

高橋委員

今日は、いろんな皆さんのご意見等聞かせていただきまして、条例を作る上においても、いろいろななるほどなと自分も勉強させてもらっております。最後の方に子どもたちのお話なんかも出たんですけども、私もいろんな人権の相談とか、また市の方からの報告で、いろんな、小学校、中学校含む、差別事象の報告を受けたり、その中で、子どもたちのインターネット等による悪影響だけではなく、例えば、家族で家の中で食事してるときに、どここの国は、もうこんなことばっかりしてどうのこうの、しょっちゅうそういうふうなことを、日常的に家の中で会話が出たりしてて、そして、今でしたら東大阪の中にはいろんな国の子どもたちと一緒に通ってる中で、その中で差別的な発言が出たりとかいうふうなことも、決して少なくないような状況です。もちろん子どもたちも自分たちでインターネットとか見て、地域がさらされるようなことが起こってて。本当に、インターネットは便利で僕もうめちゃくちゃ使うんですけどね。そういうふうな、とりあえず東大阪市としてそういう一つ姿勢を見せていく。この条例づくりは是非ともお願いしたいというふうに思っております。今日はどうもありがとうございました。

田中幸子委員

私は資料の中にもあります、前文の「すべての市民が互いの人権を尊重し合い、加害者にも被害者にもならず、安心してインターネットの恩恵を享受できることをめざし、この条例を制定する」という目的と相談支援体制について、意見を述べさせていただきます。近年、SNSなどの普及により、誰もが気軽に情報を発信できる一方で、誹謗中傷や差別的な言動といった問題が深刻化していると思います。市民一人ひとりのインターネットリテラシーを高める取り組みは、市や教育委員会が積極的に担うべき重要な役割であると思っております。市民が加害者にも被害者にもならないよう、「インターネット条例」を制定す

ることは、差別の解消とリテラシー向上に取り組むために必要であると考えております。
また、万が一問題が生じた際に、身近な市に相談窓口があることは、市民にとって大きな安心につながると思いますし、早い段階で相談を受けることで、必要に応じて国や大阪府の専門窓口、警察、法務局など、被害者にとって最適な支援窓口につなげることができ、被害の深刻化を防ぐことにも繋がっていくと思いますので、条例を作る一番の効果だと思っております。だから皆でしっかりと考えていきたいなと考えております。ありがとうございました。

濱田委員

私もこういう条例を作るっていうのに参加したのが初めてですので、とても勉強になりました。皆さん、細かいところまでよく読んでおられて、深く、考察されてるなと思いました。私自身は書き込みとかしたことないんですけども、大体SNSはつぶやきとか愚痴の入れるところだと、友だちから聞いておりまして。ろくなこと書いてないって言いながら、その方はそれを読んでもるんですよね。だから、それやったら聞かんかったらいいのに、人のことが気になって書かれたり、あと正義感が強い方が、ある方を中傷誹謗することによって、その方が心を痛めるってことまで想像しなくて、想像力の脱落っていうんですかね。そこまで考えてくれてないんだなっていうことを、芸能人の人とかでも、かわいそうな方が時々おられるので、そのことを聞いて、私は使いこなせてないので、かえって使いこなせてなくてよかったなと思っております。でもメッセージアプリとかは友達とよくしておりまして、一人に書いたことが、10人とか15人ぐらいの方にバツて伝わってくださるので、連絡網にはいいんですけど、かえってそこが中傷誹謗の場所にもなってるってことも聞きまして、人間っていうのは、いいものと悪いものとの見極めを、大人でもできないんですからそれを子どもたちにも、するためにはどうしたらいいか言ったらやっぱり、先ほど言うておられたように、家庭内での会話だと思うんですね。家庭内での会話で、こんなことがあって、こんななったんやでって、親御さんが一言声かけてその親御さんの話をちゃんと聞ける子どもになってくださるように願っております。

田中宏一委員

第2条 行為者と被害者の話のところの「誹謗中傷等を行った人」と「誹謗中傷等により生活や活動に支障を受けた人」となっている部分なのですが、市民がわかりやすくするために、表現方法を「誹謗中傷等を受けた人」と統一したほうがわかりやすいのではないかと。生活や活動に支障を受けるかどうかの判断が難しいと思ったのが一つ。また、第4条「市民の役割」のところで、「被害者が置かれている状況、被害者の支援の必要性について理解を深めるよう努める。」という文言を「被害者の状況と支援の必要性について理解を深めるよう努力する」と表現したほうが、市民の方にとってわかりやすい表現になるのではないかと思います。あと7条についてですが、会長がおっしゃったように、やはり市と教育委員会だ

けが書かれていると、対象が子どもだけの印象を受けますし、活動していくのは、関係機関を含めて ALL 東大阪ですので、「関係機関など」を含めて記載したほうが、より支援が広がるのではないかと思います。

村岡委員

いろいろ今日発言させていただいたんですけれども、一点教育委員会が、ここの連携のところに入ってるっていうのは、私は東大阪市すごくいいんじゃないかなと思っていて、必ずしも入っていない自治体もあるかと思うんですね。不登校の件で、インターネットが便利だなと思うんですけど、ここを見てたら東大阪市の方で、ふれあいオンラインルーム、不登校の子どもさんが、メタバースを利用した、メタバースというのは、インターネット上の仮想空間のところで、参加したり学習したり活動できるよというようなことがあるらしいんですけれども。では今回、条例に教育委員会をいれたことで、その空間で、人権の教育をすることができるみたいな話が、条例に連携機関に入ってるからこそ、そういう施策も打ち出せるのかなと思うと、そこはすごく良い取り組みなのかなと思いました。以上です。

田中宏一委員

ありがとうございます。本市の教育委員会では、メタバースを活用していくというのは、まだまだ足りないところがありますが、他市に先んじて取り組んでいるところです。

李委員

私の方もいろいろ申し上げましたのですが、最後申し上げたいのは東大阪市のこの条例の仕組み単体ですべてがまかなえるわけではないということだと思うんです。その点で例えば、連携協力のところで国、府、教育委員会を挙げておられて、特にやっぱり大阪府の条例との連携っていうのはすごく大きな、重要なポイントなのだろうというふうに思いますし、また教育委員会を明記しているのは、もうすごく大事なことだというのは私も同感です。といいますのも、不登校の子どもたちへのアプローチというのはやっぱり教育委員会ではないとなかなか難しいだろうというのがありますし、もう一つはいわゆる子ども同士のトラブルでインターネットを使ったいじめみたいなものがあつたときには、やはりその学校での人間関係というのがあるでしょうから、学校がどう対応できるか、というのを考えるとやはり教育委員会として、やっぱり子どもたちのトラブルの中でインターネットが悪用されてしまうというのが念頭においてですね。そうしたいじめ対策なども必要になってくるということを考えて、教育委員会を逃さないというのは、大変重要なことだというふうに思っておりますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。以上です。

茨木副会長

皆さん、大変貴重なご意見ありがとうございました。私も人権擁護委員でして、人権擁護

委員は東大阪市だけでなく、全国的にというか、数万人おられます。その中で、大阪府であったり、国であったり、いろいろ会合を開いておるんですけども、長いこと人権擁護委員を私はやってるんですけども、まだわからない部分は、皆さんのご意見、こういうところもあったのかなと思って、感動感心いたしましてね、いろいろ思うところであります。人権擁護委員は、主な仕事は、啓発という言葉で尽きると思います。それに対しては、我々はいろんな啓発部分を担当しておりまして、人権相談の中には、非常にたくさんの種類がございまして、その中で、主に子どもの人権っていうのはわりあいとそういうコーナーがあります。主に電話相談だったり個別相談であったりするんですけども、あと女性の問題とか、いろいろ差別の問題とか、いろんな部分で、そういう相談コーナーがございまして、それを大阪府の人権擁護委員会の方で担当を決めまして、絶えずやっておるというのが現状でございまして。その中で、最終的にはこうなさいあしなさいということは、我々は言ってません。言えません。非常に難しい問題でもあるんで。まず、そういう相談をされる方のご意見を、聞けるという立場は、我々は、他の方よりもあるのかなと思ってるぐらいでございまして、それに対して、私個人、人権擁護委員一人の意見じゃなくて、実は周りにいろいろ関係者、専門家っていうのも、合同で人権相談をやってるのが現状で、その中で最終的には、なかなか一つの答えは出ませんが、いろんな意見を統合して、やっておるというのが現実で、人権問題につきましては、まだまだ責務もあるし、責任もあるし、また、今後、どうするかっていう話の相談は、我々が相談しながら、相談を受けておるというのが現状でございまして。ただ一つは、先ほど言いました、啓発活動っていうのを主にやってまして。それは非常に、多分人権問題につきましては、プラスになるんじゃないかと思って委員をやっておるというのが、人権擁護委員の仕事でございまして。いろんな意見につきまして、議案が今後また出てきますんで、それに対しまして、多分一発で決まるとは思いませんけど、よりよいものができると思ってますんで。よろしくお願ひしたいと思ひます。

潮谷会長

はい。皆様大変貴重なご意見と、思ひを言ひていただきましてありがとうございます。実際にこの条例を実施する中で、今後の取り組みとして入りそうなご提案もあったかなというふうに思ひております。ありがとうございます。今回出た意見は条例の文案に反映してもらふこととなります。次回は条例の文案が出てくると思ひます。文言で、少し気になるところもあるかもしれませんで、幅広いご指摘をいただけたらと思ひております。また市長からの諮問に対する答申というのも作らないといけないうことでもあります。そちらの方もですね、皆さん見ていただいて、ご修正、ご意見等を言ひていただけたらと思ひております。

以上